

紀 要

第10号

— 目 次 —

序	
縄文時代石器研究の方法論序説	(鈴木 康 二)
弥生社会からみた独鈷石	(田井中 洋介)
犬上川左岸扇状地における考古学的研究	(近江歴史クラブ)
犬上川左岸扇状地における須恵器編年試案	(畑 中 英 二)
犬上川左岸扇状地の古墳群について	(北 原 治)
近江における階段式石室の検討	(堀 真 人)
犬上川左岸扇状地における無袖式横穴式石室	(辻 川 哲 朗)
古墳時代後期から終末期にかけての土壙墓の問題点	(畑 中 英 二)
犬上川左岸扇状地の古墳にみられる習俗の研究	(畑 中 英 二)
犬上川左岸扇状地における馬具副葬土壙墓について	(山中 由 紀 子)
犬上川左岸扇状地における古墳出土の土器様相について	(中 村 智 孝)
犬上川左岸扇状地周辺の生産と流通の概観	(畑 中 英 二)
東大寺水沼荘の開発	(神 保 忠 宏・畑 中 英 二)
「湖東系軒丸瓦」に関する基礎的考察	(重 岡 卓)
古代王権論にむけて	(細 川 修 平)
日野町出土の瓦器碗をめぐって	(土 垣 幸 徳)
滋賀県伊香郡高月町井口集落周辺の水利と環境	
井口城とその立地	(神 保 忠 宏)
水と環境教育	(佐 野 静 代)

1997. 3

(財)滋賀県文化財保護協会

犬上川左岸扇状地周辺の生産と流通の概観

—古墳時代から古代にかけて—

畑 中 英 二

ここでは古墳時代から古代にかけての犬上川左岸扇状地周辺の生産と流通についてふれてみたい。便宜的に生産・流通という2つのものに分けて論を進めることとしたい。前者の生産は考古学的に確認できるものは極めて少ないのが現状であり、地下に（遺構という）痕跡を残すもののみ対象となるのであるが。

1. 犬上川左岸扇状地周辺の生産

(1) 窯業

須恵器生産 須恵器生産については犬上川左岸扇状地に該当する甲良町域・多賀町域（一部）からは確認されていないのが現状である。しかし、甲良町に隣接する秦荘町において高坪山古窯が確認されている（文献76）。実は、犬上郡・愛知郡を通じて扇状地頂部を窯場が移動すると考えられ（文献157）ていることから、ここでは高坪山古窯を当該地域のものであると考えることとしたい（第1図参照）。

高坪山古窯は1975年に滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会によって調査がなされたもので、出土遺物をみる限りにおいてはII段階にあたりと考えられる（畑中英二「犬上川左岸扇状地における須恵器編年試案」を参照）。高坪山古窯は犬上・愛知郡の扇状地頂部を窯場とする犬上・宇曾川古窯址群と総称される中の最古のものである。滋賀県下でこの段階に出現する須恵器窯場は大津市堅田天神

山古窯、新旭町美園古窯、余呉町末遠窯跡、山東町西谷古窯、大津市山ノ神古窯といった事例を挙げることが出来、前後の時期にない爆発的な窯場の増加ぶりである。日本列島レベルにおいてもこの時期に窯場が増加するものは700年前後に出現するものと同様に非常に多いことがうかがわれる（文献154）。この点からは高坪山古窯の開窯が日本列島で、または滋賀県下で一般的に見られる傾向の一端を担うものであるといえる。

高坪山古窯はその後、瓦の散布が知られることから瓦窯若しくは瓦陶兼業窯へと変化していったものとみられる。

土師器煮炊具 集落から出する土師器煮炊具についてみてみよう。犬上川扇状地上では安定的に生活が営まれる様になるのがI段階新相であることから、自ずとその時期以降が対象となる。7世紀前半代に見られるのがCI1bTypeと呼ぶもので、一般的に近江型甕と呼称されてきた一群である。それ以降、当該地においては比較的安定した状況を呈し、8世紀代いっぱいまではこれらが主体となる（図2参照）。これらのCI1bTypeを中心とする一群の出現期、分布範囲についてふれてみよう（文献156）。出現期は現状の土器編年案に拠る限りでは6世紀代に遡る事例は見られず、何れも7世紀前半以降に出現する傾向があるといえる。また、出現期の分布範囲は巨視的に大和北辺、山城、近江という地域に広がり、

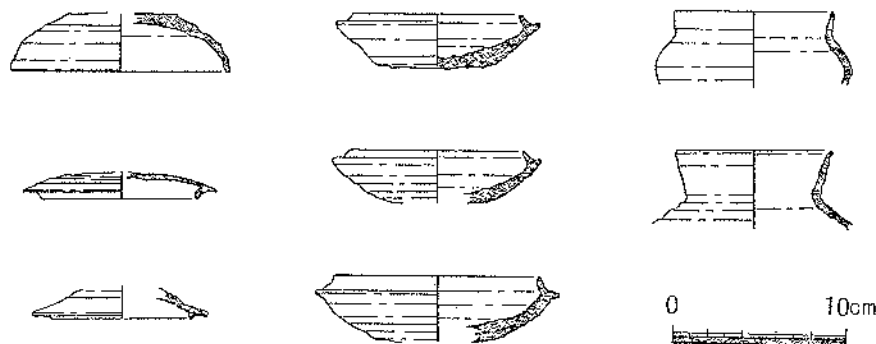


図1 秦荘町高坪山古窯出土遺物

時期を限定せず類似するものや点的な分布をも含めると伊賀、加賀がその範疇に入る。ただ、7世紀代においてはこれはあくまでも巨視的なものであり、微視的にその分布状況を観察すると、流域若しくは水系毎にそれぞれのブロックを形成し、C11bTypeと前段階から存在しているCB1aTypeとが共存する状況を見て取れるのである。犬上川扇状地は7世紀代に入り集落を安定的に構成する様になりそこへ新しいC11bTypeの土師器煮炊具がみられるが、実はC11bTypeがみられるのは7世紀代に入って集落を構成しはじめる遺跡が主体となっているのである。逆に前段階（6世紀代）から存在するCB1aTypeはやはり前段階から継続する集落において出土する傾向が強く、集落の消長と手工業及び流通の在り方に特徴的なものを持っていることを指摘できる。これが何に起因するものであるかについては今後の課題としたい。

付言すると、8世紀代には滋賀県湖南地域において主体を成すAA1fTypeが甲良町尼子遺跡に搬入されている。また、7・8世紀代を通じて主体を成していたC11bTypeは9世紀代には減少→消滅しているようであるがそれに代わるものとして湖東北半から湖北地域にかけて分布する外面にタクキ痕跡を強く残す煮炊具が主体となっていくようである。

鉄生産 古代に限定すると、鉄生産について直接的な痕跡を示す資料は製鉄、鍛冶の何れもあまりない。しかし、中世に入ると甲良町法養寺遺跡において鍛冶遺構・関連遺物が共に確認された他、斧研川や金屋などといった金属関係の地名が残されている。現時点では推定東山道側溝（甲良町尼子西遺跡）に投棄された鍛冶滓と、甲良町尼子7号墳（文献22）周溝内埋葬に伴う鉄滓が関連事例として挙げられる（図3を参照）。前者は鍛冶滓で供伴遺物からおそらくは9世紀代ものと考えられている（調査担当者の内田保之氏の御教示による）。後者については製錬滓であると考えられ、おそらく7世紀中葉のものと考えられ、かつ、供献鉄滓であるならばその意味合いは重要なものとなる。何故なら、古墳における供献鉄滓という習俗が、日本列島レヴェルにおいては極めて稀なものであり、その分布地点には疎密が見られ、大半の資料については鉄生産との関りが指

摘されているのである。かつ、6世紀後半以降に拡散する日本列島の鉄生産の展開と歩みを併せるように、供献される鉄滓が鍛冶滓から製錬滓へと変化するといわれている（文献115）。つまり、製鉄に伴って排出される製錬滓が甲良町尼子7号墳の周溝内埋葬に供献されているとなると、周辺で製鉄が行われていた可能性を指摘することが出来るのである。甲良町尼子遺跡の調査時または報告書執筆時には滋賀県内において当該地を含む湖東地域のみ製鉄遺跡が知られていなかったことから、報告書においてはその可能性を指摘するに留められていた。しかし、1996年に犬上川流域に隣接する彦根市キドラ遺跡において古代の製鉄遺跡が発見された。ここでは、7世紀前半代に遡る製鉄炉の検出は出来ず、年代的には後出するものであったが尼子7号墳周溝内埋葬に供献された鉄滓とは無関係のものではなく今後の調査によって7世紀前半代に遡る事例が湖東地域において検出される可能性を強く示唆するものとなったのではないだろうか。

ともあれ、彦根市キドラ遺跡の発見を以って滋賀県全域において古代の製鉄遺跡が確認されることとなった。また、尼子7号墳周溝内埋葬の事例を犬上川流域周辺での鉄生産の傍証とすると滋賀県下で7世紀代に遡る製鉄遺跡は湖南（大津市南郷接峠遺跡）、湖東（甲良町周辺）、湖北（木之本町古橋遺跡）となり、拡散の第1波としての吉備地域などに次ぐものであるとの評価を下すことが出来るだろう。

(2)その他

その他の項で取り扱いたいのが、赤色顔料の採取の問題である。1994年に発表された平井美典氏による「滋賀県犬上川左岸群集墳と簀秦画師氏」（文献169）によると、当該地域の古墳の赤色顔料であるベンガラが多用されることに特徴があり、当該地に居住していたと推測される殖産氏族としての簀秦画師氏の存在が浮かび上がってくるという。奈良時代の中務省画工司画部については品部・雑戸制と関係のない独立した技術者集団であるにもかかわらず、特定の画工家系、秦系氏族が圧倒的に多いことが指摘されている（文献170）。こういった点から平井美典氏は、簀秦画師氏による絵事、彩色といった専門的ともいえる職掌のあり方は古墳時代からの赤色

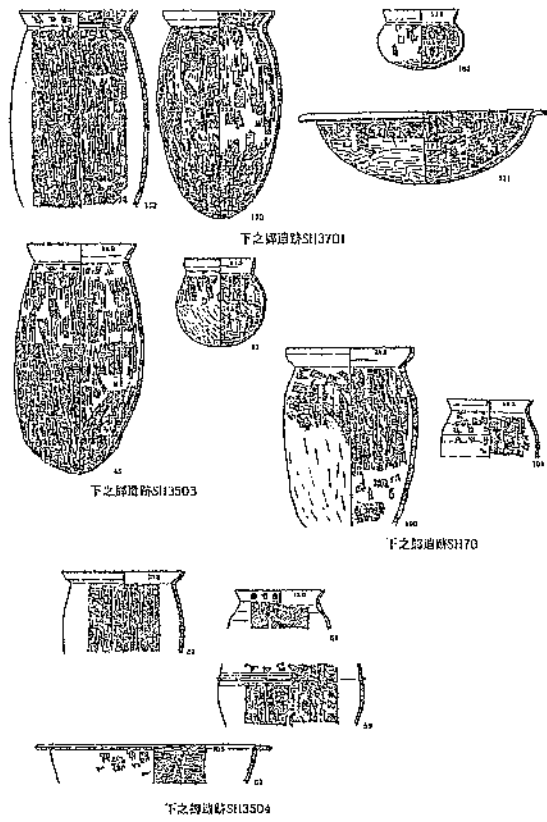


図2 犬上川左岸扇状地における
古代土師器煮炊具

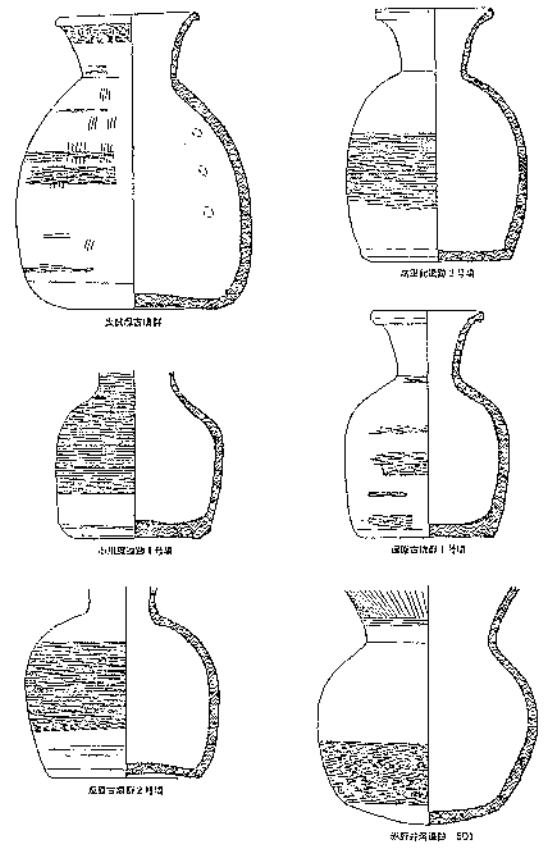


図4 滋賀県内出土徳利型平底壺

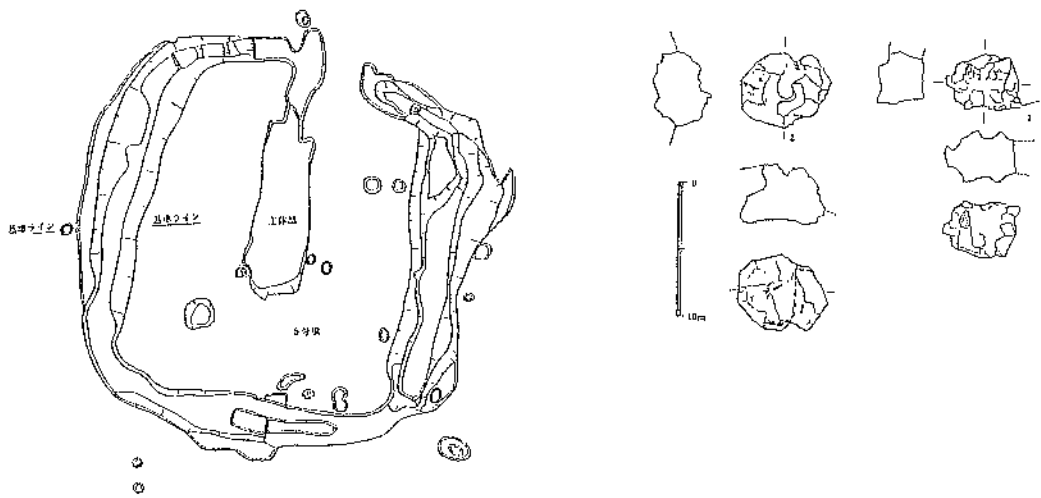


図3 尼子7号墳と出土供献鉄滓

顔料の採掘、製造、交易に携わっていた可能性を指摘されるのである。

2. 犬上川左岸扇状地周辺の流通

(1)古墳に副葬された土器

—特殊器形を中心に—

古墳時代後期～古代にかけての土器の主体は当該地では須恵器である。土器の集合体を通観することにより一般的な組成というものを認識することは可能であるが、犬上川左岸扇状地に所在する古墳から出土する須恵器には非常に一般的でない器形を持つものがある。例えば、栗林古墳例、塚原10号墳例、その他、徳利型平底壺の出土が多く、特異性はかなり顕著である。一般的な組成に無いものが非常に多いことから所謂オーダーメイド品として捉えることは不可能ではなく、むしろそういったものであったと理解したい。ただ、何を意味するかについては心許ないが検討を試みよう。

本来、土器の使用者と製作者との距離が極めて近かったと評価するのか、逆に、本来両者の距離は遠かったけれども使用者の何らかの個性である個体の製作化が認められたものであると評価するのか。何れも現時点では評価しがたいものではある。これらの使用者が製作者そのものであったと考えることも全く不可能ではないが以下の理由を以って否定しておきたい。

犬上川扇状地所在の古墳からは百済地域に器形のルーツを求めることの出来る徳利型平底壺が多く出土する点については、先に述べた通りである。しかし、これらは平底であるという共通点を除くとその他には形態上の共通点を見出し難く、何らかの範型が存在し、製作者の中で再生産されていくようなものではないことが指摘できるからである。また、これらの個体の中には、竜王町と野洲町にまたがる鏡山古窯址群若しくは秦荘町高坪山古窯の製品の中に類似する胎土、色調を呈するものがあることを明言しておきたい。つまり、現時点の見解では、須恵器の使用者が鏡山古窯址群若しくは高坪山古窯に特異な器形をとる個体をオーダーメイドして製作させた可能性があると考えておきたいのである。

ただ、こういった事例が一般的なものであるか否

かについては前述の通り保留し、今後の課題としたい。

(2)施釉陶器の搬入形態

犬上川左岸扇状地における施釉陶器の搬入形態には非常に興味深いものがある(文献159)。

国産多彩釉陶器や緑釉陶器の出土は現在のところ知られていない。しかし、KI4段階と考えられる猿投山西南麓古窯址群産の灰釉陶器が無文銀銭の出土で知られる甲良町尼子西遺跡(文献203)から出土している。また、K90段階のものであるが底付きの建物の存在が確認できる甲良町北落遺跡(文献29)から出土している。つまり、初期の施釉陶器(灰釉陶器)は階層的に上位と考えられる遺跡からの出土が知られるのである。ただ、緑釉陶器については山城産のものも猿投山西南麓古窯址群産のものも確認されていない。これは9世紀代を通じての傾向である(豪族居館として知られる甲良町長畑遺跡の詳細が知られていないが、この遺跡の検討も重要な今後の課題となるだろう。)

10世紀に入ると東海地方から搬入されてくる灰釉陶器の存在もさることながら、緑釉陶器の存在が目立ち始める。滋賀県内の研究においてはこの段階を通じて湖東地域南半での緑釉陶器の生産が確認されていることから手伝ってか、無批判に近江産であると考えられている。しかし、現実的には近江産と考えられる緑釉陶器と美濃、三河のものとは発色や形態的特徴において大きな違いを見出すことが困難なのである。つまり、施釉陶器(灰釉陶器)に関しては専ら東海地方からの搬入がなされてきた犬上川左岸扇状地において偶発的若しくは突発的に近江産の緑釉陶器が搬入されることとなるのである。何れの可能性も捨て難いが、胎土分析などを用いて更なる検討を行うべきであろう。また、山城産、猿投山西南麓古窯址群産と断定できる資料はこの中にはやはり入っていない。

灰釉陶器が終焉を迎え、所謂山茶碗といわれる時期になっても、東海地方からの搬入は盛んに見られる。当該期の食膳具をとるものは、湖南地域では在地産の黒色土器からなるものであるが、愛知川以北の湖東地域は犬上川左岸扇状地を含めて東海産の山茶碗からなっている点も興味深い。

以上の状況の概観から、当該地域が畿内中心部よりも東海地方との非常に強い関係にあったことがうかがわれる。そもそもこの地域は東海地方と関係があることについては指摘されていたが、古代以前から潜在的に存在した流通ルートが、この段階になって再び顕在化してきたのか、それともこの段階になって新たに結びついた関係であるのかについては推し量るべくもない。ただ、施釉陶器の流通形態の一側面を示すものである。

3. おわりに

以上、生産・流通というキーワードに関連する事例を検索した。当然のことながらすべての事象が有機的に関係しているものと考えられるが、今回の共同研究において多様なテーマでの分析が行なわれていることから、ここでは事実関係の羅列に終始する。基礎的なデータの提示、状況の概観であると受け止めていただきたい。ここでの成果は共同研究のまとめにおいて包括してふれることとする。

編 集 後 記

『紀要』の第10号をお届けいたします。

本号には多数の寄稿をいただいたため、紙幅の関係上、体裁を若干変えざるをえなくなりました。見にくい点等があらうかと思いますが、どうか御了承下さい。

さて、本号をもって、この『紀要』も10歳を迎える事になりました。ここに至る間には、多くの方々の御指導・御協力をいただきました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。今後とも職員の研究活動の拠点として、さらに研鑽をつんでいきたいと考えておりますので、皆様からの積極的な御叱正・御鞭撻を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

(T・M、T・T)

平成9年3月

紀 要 第10号

編集・発行：財団法人滋賀県文化財保護協会
滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2
TEL:(0775-48-9780)
印刷・製本：明文舎印刷商事株式会社
滋賀県長浜市森町中久保386